

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第433号)

平成17年12月8日

横 情 審 答 申 第 433 号

平 成 17 年 12 月 8 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成17年7月5日市市情第5048号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「別添文書の決定が平成16年6月28日に行われたにもかかわらず、開示日
が半年以上も遅れたことに対して、市民局市民情報課の担当課長より建築課
長に開示の督促を行なったという内部文書」の非開示決定に対する異議申立
てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添文書の決定が平成16年6月28日に行われたにもかかわらず、開示日が半年以上も遅れたことに対して、市民局市民情報課の担当課長より建築課長に開示の督促を行なったという内部文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添文書の決定が平成16年6月28日に行われたにもかかわらず、開示日が半年以上も遅れたことに対して、市民局市民情報課の担当課長より建築課長に開示の督促を行なったという内部文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成17年4月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

市民局市民情報室市民情報課（以下「市民情報課」という。）では、建築局総務部総務課（当時。現在は、まちづくり調整局総務部総務課。以下「建築局総務課」という。）が異議申立人（以下「申立人」という。）の提起した平成16年3月30日の異議申立て（以下「異議申立て1」という。）及び平成16年5月25日の異議申立て（以下「異議申立て2」という。）に係る事務処理を進めないため、再三、口頭で催促しており、その都度、建築局総務課から早急に事務処理を行うとの回答を得ていたが、建築局総務課では事務処理を行わなかった。このため、横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領（平成12年7月14日制定）に異議申立てから諮問までの期日が定められていることから、異議申立て2に係る事務処理について文書による督促を行うこととし、市民局市民情報室市民情報課長（以下「市民情報課長」という。）から建築局総務部総務課長（当時。現在は、まちづくり調整局総務部総務課長。以下「建築局総務課長」という。）あてに平成16年10月14日付市市情第5056号及び平成16年10月28日付市市情第5058号を送付した。その結果、平成16年11月4日に市民情報課長は、建築

局総務課から口頭で事務処理の方向性について、異議申立て1に対しては開示決定を行い、異議申立て2に対しては開示できる文書があったため非開示決定を取り消す決定を行う予定であり、これらの方向性を申立人にも伝えているとの説明を聞き、異議申立て1及び異議申立て2に係る事務処理を早急に行うことを改めて確認した。

申立人が建築局総務課から決定がなされていない旨を訴えたとき、市民情報課の担当者は、申立人が言うところの決定を異議申立て2に係る非開示決定を取り消す決定と考え、「文書で督促を行った」と説明した。本件請求の際、申立人は異議申立て1に係る決定を指していることが明らかとなったため、その旨を申立人に説明したが、本件請求が行われた。

以上のように、異議申立て1に係る事務処理については、文書で督促を行っていないため、本件申立文書については、作成しておらず保有していないため、条例第10条第2項の規定に基づき、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取り消しを求める。
- (2) 平成17年3月28日、申立人と申立人の妻が市民情報課の受付窓口において、市民情報課職員に「請求文書が見つかったという理由で開示の決定通知が平成16年6月28日にあったにもかかわらず半年以上も理由・根拠がなく遅れている理由は何ですか。これまで再三再四、開示日の督促をしてきたにもかかわらず、開示が遅れたのは、その公文書の偽造・変造のためですか。開示の遅れた責任は窓口にもありますよ。」と話したところ、市民情報課職員は「上司の課長から建築局の担当課長に文書でも督促しています。」と回答したので、申立人はその文書の内部文書の開示を請求したのである。しかるに、今回、作成しておらず、保有していないという理由でその内部文書の開示請求を非開示としている。
- (3) 中田市長は、各担当部署の職員に市民に対してその場その場の対応で責任回避の行動を行うような訓示を行っているのかという疑念を抱かざるを得ない。したがって、申立人は本件の市民情報課職員の言動が市民を欺くための言動なのか、その内部文書の開示を故意に拒否しているのか、そのいずれかを確認するために非開示決定に対する異議申立てを行ったのである。
- (4) 異議申立書から明らかなように、非開示理由説明書は、事実と反する虚偽の主張

であることが明白である。

異議申立ての理由に記載しているように、申立人が開示請求を行っているのは、平成17年4月25日付非開示決定通知書に示す文書であり、非開示理由説明書は申立人の主張を故意にすり替えていることが明白である。

本来ならば、貴審査会に諮問するまでもなく、中田市長が市職員の虚偽の言動について申立人に謝罪すべきであると考ええる。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

実施機関は、申立人に対し、平成16年3月30日に提起された異議申立て1に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく決定を平成16年6月28日に行っており、当該決定において、文書不存在のため非開示とした当初の決定を取り消し、別途開示決定を行うこととしている。この開示決定は9か月後の平成17年3月28日まで行われておらず、このように開示決定が遅れていたことに対して、市民情報課長が当該案件の所管である建築局総務課長に督促を行ったとされる文書が本件申立文書である。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、異議申立て1に係る督促は口頭のみで行っており、文書では行っていないため、本件申立文書は作成していないとしている。

イ このため、当審査会では、平成17年10月27日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 異議申立て1及び異議申立て2に係る事実経過については、次のとおりである。

a 平成16年2月10日

申立人は、「私が提訴した平成11年(ワ)第〇〇〇〇号損害賠償事件に関連し、私が懲戒処分申立書（別添1）を市長に提出しましたが、その文書の取り扱いを建築局に回付した当時の責任者の氏名及びその理由を記載した文書の写を請求します」の開示請求を行う。

b 平成16年2月25日

実施機関（総務局）は、平成16年2月10日の開示請求に対し、対象行政文書は不存在であるため非開示決定（以下「決定1」という。）を行う。

c 平成16年3月4日

申立人は、「市当局の職員が不祥事件をおこしたときの規律文書の写を請求します。対象は総務局、建築局です。」及び「市当局の職員の不祥事件を防止するための規律文書の写を請求します。対象は総務局、建築局です。」の開示請求を行う。

d 平成16年3月30日

実施機関（建築局（当時。現在は、まちづくり調整局。以下同じ。））は、平成16年3月4日の開示請求に対し、対象行政文書は不存在であるため非開示決定（以下「決定2」という。）を行う。

申立人は、実施機関（総務局）に対し、決定1の取消しを求めて異議申立て1を行う。

e 平成16年5月25日

申立人は、実施機関（建築局）に対し、決定2の取消しを求めて異議申立て2を行う。

f 平成16年6月28日

実施機関（総務局）は、異議申立て1について、決定1を取り消す行政不服審査法に基づく決定を行い、別途建築局から当該請求に係る文書を開示することとする。

g 平成16年10月14日

市民情報課長は、建築局総務課長に対し、異議申立て2に係る事務処理の遅延について文書を送付する。

h 平成16年10月28日

市民情報課長は、建築局総務課長に対し、異議申立て2に係る事務処理の遅延について再度文書を送付する。

i 平成16年11月4日

建築局総務課は、市民情報課長に対し、異議申立て1及び異議申立て2に係る事務処理について口頭で説明を行う。

(イ) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領において諮問までの期間を30日以内と定められているが、異議申立て2については、異議申立てが提起されてから4か月以上経過しても所管の建築局総務課で事務処理を行っていなかったため、文書で督促を行ったものである。異議申立て1については、処理期間を定めた規定は存在しないため、口頭による督促のみで文書による督促は行わ

なかった。

(ウ) 平成17年3月に市民情報センターの窓口において、申立人から建築局で決定が行われていないことについて市民情報課は何もしていないとの趣旨の話があったため、市民情報課では督促を行っていること及び督促文書が存在することを回答した。その後、本件請求によって、申立人の求めている督促文書が異議申立て1に係るものであることが明らかとなったため、申立人に対し、文書による督促は異議申立て2についてのみ行っていることを説明し、話に行き違いがあったことの理解を求めた。しかし、申立人の理解は得られなかった。このような経過については、本件請求後に申立人から質問があったため、平成17年5月31日及び8月15日に文書で回答している。

(エ) 申立人から建築局で決定が行われていないことについて問い合わせがあった時期には、申立人から異議申立書、質問書等が多数提出されていた。平成16年10月に3件、11月に14件、平成17年1月に9件、2月に5件、3月に7件と毎月のように多くの案件が出されており、常に複数の案件の処理について所管課と協議を行っている状態であった。このように非常に多くの案件が存在していたため、窓口において申立人から問い合わせがあっても、直ちに確認することは困難であった。

ウ 当審査会では、このような実施機関の説明について確認するため、関係文書の見分を行った。

平成16年10月14日付の市民情報課長から建築局総務課長あての異議申立てに係る事務処理についての文書には、平成16年5月25日に提起された異議申立て2について、異議申立てを受け付けてから相当日数を経過しても処理が行われていないため、速やかに必要な手続を行うよう依頼することが記録されている。平成16年10月28日付でも同趣旨の文書が出されている。

申立人の質問に対する市民情報課長の平成17年5月31日付の回答文書には、市民情報課は建築局総務課に対し、異議申立て1に係る開示決定を早急に行うよう口頭で再三要請を行ったと記録されている。また、平成17年8月15日付の回答文書には、市民情報課職員が別の案件についての質問であると考えて「文書で督促を行った」と説明したことが誤りであったことについて謝罪している。

これらの関係文書の内容は、実施機関の説明と一致するものである。

エ 異議申立て2について文書による督促を行ったことに関しては、横浜市情報公

開・個人情報保護審査会運営要領第2条第2項に「審査会は、処分庁又は審査庁に対し、前項の諮問を不服申立てのあった日から30日以内に行うよう求めるものとする。」と規定されていることを実施機関は理由に挙げている。一方、異議申立て1については、行政不服審査法に基づく決定により取り消された処分について改めて開示決定を行うものであり、このような処理期間を定めた規定は存在していないと認められる。このため、文書による督促を異議申立て2についてのみ行い、異議申立て1については行っていないとの差異が生じていることは不合理な取扱いであるとまでは言えず、異議申立て2に係る督促文書の存在が本件申立文書の存在を推認させるものではない。

オ 申立人は、市民情報課職員が文書により督促を行った旨の説明をしたので本件申立文書が存在するはずであると主張するが、平成17年3月には建築局総務課で処理すべき異議申立案件が2件存在していた上、それら以外にも申立人に係る多数の案件の取扱いについて協議していたと認められることから、申立人と市民情報課職員との間で行き違いが生じることも十分に考え得ることである。

カ このように、異議申立て1について督促を行った文書が存在することを推認させる事情は認められず、本件申立文書が存在しないという実施機関の主張に不合理な点を認めることはできない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年7月5日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年7月15日 (第6回第三部会) 平成17年7月22日 (第67回第二部会) 平成17年7月28日 (第65回第一部会)	・諮問の報告
平成17年8月2日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年9月8日	・部会で審議する旨決定
平成17年10月13日 (第70回第一部会)	・審議
平成17年10月27日 (第71回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年11月10日 (第72回第一部会)	・審議